



平成28年5月19日

各位

会社名 ダイヤ通商株式会社
代表者名 代表取締役社長 阿部 匡
(JASDAQ・コード: 7462)
問合せ先 管理部課長 山本 清武
電話 03-5977-1561

株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月19日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第67期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単위를100株に統一することを推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、本年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことと致しました。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の2,000万株から200万株に変更することと致します。

(2) 株式併合の内容

①株式併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成28年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式数を基準に、10株を1株の割合で併合いたします。

③減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	8,222,000株
併合により減少する株式の数	7,399,800株
併合後の発行済株式総数	822,200株

(注) 「併合により減少する株式数」は併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

④株式併合による影響

株式併合により発行済株式総数は10分の1に減少いたしますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は10倍となります。（株式市況の変動など他の要因を除けば、当社の資産価値に変動はありません）

また、株式併合と同時に、単元株式数を1,000株から100株に変更することにより、株式売買単位も10分の1の100株になりますので、今回の株式併合の前後で、株主様の議決権や株式を売買する機会が失われることはありません。

⑤単元株式に1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株未満に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満（1～9株）所有株主	39名（4.77%）	60株（0.00%）
10株以上所有株主	778名（95.23%）	8,221,940株（100.00%）
合計	817名（100.00%）	8,222,000株（100.00%）

（注）本株式併合を行った場合、10株未満の株主様 39名（その所有株式の合計は60株）は、平成28年3月31日現在。）は株主たる地位を失うこととなります。

(4) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記3.の単元株式数の変更に関する定款一部変更議案が承認可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生ずることと致します。

(5) 上記株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

2,000,000株

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、現在1,000株となっている当社株式の売買単位を100株とするため、単元株式の変更を行うものであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成28年10月1日をもって、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数変更条件

平成28年6月29日開催予定の当社第67回定時株主総会において、株式併合に関する議案、発行可能株式総数及び単元株式数の変更に係る定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記2.に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更後の定款案
第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000万株</u> とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200万株</u> とする。
第7条 当社の1単元の株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条 当社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

平成28年5月19日	取締役会（株主総会招集決議）
平成28年6月29日（予定）	第67回定時株主総会
平成28年10月1日（予定）	単元株式数の変更及び株式の併合並びに定款一部変更の効力発生日

（参考）上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成28年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月28日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の100株）にて行われることとなります。

以 上

添付資料

（ご参考）株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

(ご参考)

株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成28年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することと致しました。

一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことと致しました。

Q 2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 2. 単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成28年5月19日	取締役会（株主総会招集決議）
平成28年6月29日	定時株主総会
平成28年9月28日*	当社株式の売買単位が100株に変更
平成28年10月1日*	単元株式数変更及び株式併合の効力発生日
平成28年11月上旬*	株主様へ株式併合割当通知発送
平成28年12月初旬*	端数処分代金の支払開始

* 平成28年6月29日に開催予定の定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q 3. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍になるからです。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1株あたり 総資産額	資産価値		株式数	1株あたり 総資産額	資産価値
1,000株	300円	300,000円		100株	3,000円	300,000円

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4.

【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年9月30日の最終株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成28年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します（具体的なスケジュールはQ2.のとおりです。）

【議決権について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	2,000株	2個		200株	2個	なし
例2	1,200株	1個		120株	1個	なし
例3	555株	なし		55株	なし	0.5株
例4	7株	なし		なし	なし	0.7株

- ・例2及び例3では単元未満株式（効力発生後において、例2は20株、例3は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り又は買増し制度がご利用できます。
- ・例3及び例4において発生する端数株式相当分（例3は0.5株、例4は0.7株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します。
- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A5. 特段のお手続きの必要はございません。

Q6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買増し・買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けておりません。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-785-401（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以 上